

「巴川水系河川整備計画（原案）」に対する流域委員会委員からの意見等への対応

第 4 回巴川水系流域委員会〔平成 20 年 7 月 25 日〕

第5回巴川水系
流域委員会
参考－ 2 － 1

■ 河川及び流域の概要

項目	修正原案の関連箇所	委員からの意見等	委員会での回答	対応〔原案の修正等〕	備考
流域の自然環境 （市管理河川とのつながり）	1.1 河川の概要 1 ページ 19 行目～追記	河川は 1 つにつながっているので、2 級河川の上流にある普通河川、準用河川を、ぜひ 1 つのものとして捉えて、「 <u>河川の概要</u> 」のどこかに記載していただきたい。	支川とのつながりについて、62 ページ「2 級河川の管理区間の上流域及び小河川など支流との連続性」に触れているが、環境を含めた支川の様々な機能を考慮し、2 級河川区間が対象である河川整備計画において、誤解を与えない書き方に留意して、文章に記述を盛り込むよう検討する。	委員会での回答を踏まえて修正。 ただし、巴川流域に関わる普通河川数が特定できない（市）ため、約 2000 の普通河川という表現は用いない。	
流域の自然環境 （表層地質図と文章）	8 ページ 2, 4 行目修正 図 1-13 追記	表層地質図で、凡例の記述と色表示が文章と整合が取れていない。凡例のグリーンの山地は「庵原山地」、茶色の丘陵は、「有度山」または「有度丘陵」に直さないと地質図と文章が合わない。	〔委員会では事務局は回答していない〕	委員会での指摘を踏まえ修正。 文中で示すものと、図 1-13 の凡例の表示について、整合を図るよう修正を加える。	
流域の自然環境 （植生分布）	8 ページ 20 行目～修正	流域の植生について、潜在植生がシイ、タブ、ヤブツバキとあり、文章後に「長尾川の支流上部には樹林が見られるが、平地部のほとんどは著しく市街化が進んだ土地利用であることから草本類で占められる」と記述されている。この「樹林」というのは、杉・ヒノキ林なのか、それらを含めた自然林という意味なのか、また別の話か、十分に表現されていない。 平地部について、樹林と先に用いるのなら、「草本類」ではなく「草地」を用いないと整合しない。	静岡県の植生現況図の表示を踏まえて、もう一度精査してもらいたい。（委員長）	委員会での指摘を踏まえ修正。 原案で示す「樹林」とは、自然林・人工林（スギ・ヒノキ林）の区別なく、平地部の草本類と対比する意図で使った。 流域の広域的な植生を示すだけでなく、河川整備計画の検討においては、流域の河道内の植生の概要を示すことも必要と考え、「長尾川・・・」以降の文章を作成している。作成するにあたって、「樹林」と「草本類」を並記するのは違和感があるため、河道内の樹林ということがわかるように「河畔林」という言葉を使うとともに、対比する形で「草地」という言葉を使用する。	
流域の自然環境 （竜爪山：植物）	16 ページ 11 行目～修正	「竜爪山の薬師岳と文殊岳の尾根は、ブナなどの落葉樹とモミなどの針葉樹が混生」とあるが、ブナが生えているのか。低温帯のブナと北方のモミが混生するとことは非常に珍しい。もしあるならば特記すべきことだが、 <u>実際にはどうなのか</u> 。 「ヘビノネコザなどの寒地性のシダも見られる」とあるが、 <u>あえて特記するほどのものなのか疑問</u> 。	チェックしていただきたい。（委員長）	委員会での指摘を踏まえ修正。 原案の記述は、「しずおか」の自然（杉野孝雄編、静岡新聞社発行（平成元年））を参考にしたが、河川整備計画の策定にあたって、該当する記述が特に河川の整備に直接的に影響がないこと、改めて現地調査等によって確認すべき事項ではないことから、「静岡県植生現況図」に加え、環境省現存植生図を参考に、文章を再検討する。	
流域の自然環境 （竜爪山：鳥類）	16 ページ 12 行目～追記	鳥類について、鳥に関わる記述は少ないので、ほとんど間違いはない。 「竜爪山は渡り鳥のコースとなり」ある。渡り鳥の中でも、特に“サシバ”というタカの種類が多く渡っているので、 <u>具体的な名前を入れるとよりわかりやすい</u> 。	非常に貴重な話なので、原案の修正を加えてもらえればと思う。（委員長）	委員会での指摘のとおり、文章を追記、再検討。	
		竜爪山は渡りの県下でのピークの場所である。渡りのコースについて、本当は第二東名の建設位置は、本来、鳥にとって一番のいい場所なのだが、現在、建設が進められ出来てしまっているから仕方がないが、 <u>そういったことを少し加えてもらうと、市民が興味を持つ</u> のでお願いしたい。	〔委員会では事務局は回答していない〕		

■ 治水

項目	修正原案の関連箇所	委員からの意見等	委員会での回答	対応〔原案の修正等〕	備考
巴川流域総合治水対策協議会	38 ページ 2 行目～追記 77 ページ 16 行目～追記	「巴川流域総合治水対策協議会」は現在どのような構成で行なっているのか。巴川総合治水対策の一番基本的な部分を協議しているところだと思うので、 <u>もう少しはっきりした記述をしたほうがいい</u> 。	巴川流域総合治水対策協議会については、現在、静岡県と、静岡市の関係部局が集まった行政内部の調整会議である。同協議会は、協議会と幹事会の 2 つの組織があり、県や市の総合治水に関わる様々な施策的に関連した部局で構成されている。 総合治水対策協議会の果たす役割が重要であるため、原案の記述は、「関係部局で構成された」といった文章を入れることで「行政の関連する部局が一堂に会する」ことが読み取れるよう修正を加えたい。	委員会での指摘のとおり、文章を追記、再検討。	
「流域整備計画」における河道配分量、流域対策量の説明表現	34 ページ 3 行目～修正 表 2-2 追記	「巴川流域整備計画」などの説明文や表中に、何立米／sec、何トンという数字等が記載されているが、 <u>この数字にもう少し解説がほしい。数字の意味する内容が少し読み取れない</u> 。	記述内容は、流域で分担する流量に換算したボリュームと、河川が従来どおり河川改修等によって処理する数字を示している。今後、県民の皆さんに理解してもらえるよう指摘のとおりこの部分については、文章は少し工夫をしたい。	委員会での指摘を踏まえ修正。 河川整備用語集に追記。	
麻機遊水地の整備	麻機遊水地 河川の自然環境	麻機遊水地の整備事業は 20 年という計画だが大谷川放水路を受け入れて、大谷地区の住民の安全を保つために「2 時災害は起こさない」という姿勢で今日までやってきた。一日も早く麻機遊水地が完成して、またここに自然が戻り、子供たちがその水辺で遊べるような環境を望んでいる。	 〔委員会では事務局は回答していない〕	意見として受け取る。 【修正なし】	
健全な水循環 (治水関連事項)	60 ページ 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標	流域内の市街化調整区域は、全部開発されることを想定しているとは、河川側は“すべて受け身”で、河川側から「農地やら森林は、これ以上はもう開発してはいけない！」といった提案はしないのか。	河川計画では、流域に対して「これ以上の開発をしてしまうと、もう川は雨水排水を処理しきれない」と提起するのが、法定計画である河川整備計画である。また、流域の保水機能を保持するため、これまで以上に強烈に責任を明確にするように「特定都市河川浸水被害対策法」を巴川流域に適用する。これは、一定の規模の開発に対して「今よりも流出増にならないよう調整池を整備してください」ということを含む法律であり、市と共同で作業を進めている。河川計画での水理計算においては、あくまでも、危険側の状況を想定しているものである。 流域連携が間違いなく重要な水系であるので、開発との調整は、「巴川流域総合治水対策協議会」で連携を図っていく。	委員会での回答で対応済。 ◇ <P 60>目標等の中に、流域連携の重要性を記載し、具体的な方策として、今後、一層の総合治水対策協議会を活用した関係機関との連携を挙げている。	

■ 利 水

項目	修正原案の関連箇所	委員からの意見等	委員会での回答	対応〔原案の修正等〕	備考
農業水利	39 ページ 表 2-3 表 2-4 62 ページ 河川の適正な利用等に関する目標	農業用水の量は記載されているが、質はない。浚渫などで塩分濃度の上昇が考えられるので、その点も考慮すべきである。農振地域とか調整区域内の農業の振興等も考慮し、できれば農業地域として守っていくことが、非常に治水と深くかわるのではないか。今後、かんがい用の水質的な事項も考慮して、農業用水の適切な利用ができるよう農業用水の付け替え等を考慮しながら治水施策を進めてほしい。	水利権一覧表は、水利権台帳を転記していることから、水量以外の事項は把握していない。現在でも河口から約5キロの能島付近までは潮の影響を受ける。今後20年間の河川改修計画には、本川の掘削については位置づけていないので、整備による影響としては現状変わらない。一方、堆積土砂の浚渫等は治水安全度を確保のために適切に行なっていく必要がある。 原案62ページに「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」を示し、「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては」として、「かんがい用水」の「安定取水」として、まず水が安定して取れること、さらに「既存の水利用について配慮する」と記載して、河川改修等により何らかの影響が出た場合は適切に対応していく意思表示をしている。このため、本文への追記は考えていない。	委員会での回答で対応済。 【修正なし】	
「健全な水循環」	62 ページ 5 行目 河川の適正な利用等に関する目標	「河川に関わる農地や森林の多面的機能の保全についても関係機関等と連携した取り組みを促進して、健全な水循環系の構築を目指す」とあるが、「健全な水循環系の構築」とは何か。 これからますます農地が手放される危惧もあるが、農地や森林が水循環や治水に非常に重要であり、その点を河川管理者とて、関係機関と連携する際に、巴川流域における森林や農地は、健全な水循環を構築にはどのくらいの面積が必要なのか。それがあってこそ関係機関と連携した取り組みができる。守るべき数字を示す姿勢について伺う。文章としてはきれいだが具体性がない。	「多面的機能の保全」の前に「河川に関わる」と入れており、田畑の持つ遊水機能を担保していくことについて、特に巴川流域においては書き込まなくてはならないとの意図をもって記述している。「安心して暮らせる川づくり」という治水に関する基本理念にも、「農地の保水・遊水機能の保持」を掲げており、それを受けて河川整備計画原案に考慮している。 あわせて「健全な水循環系」としており、水が蓄えられ、地中に浸透するということを考えており、河川区域内の湧水などを視野に入れ、農地や環境の分野と連携を図っていく。	委員会での回答で対応済。 【修正なし】	
		流域内に森林や農地をどの程度（何 ha、何百 ha）確保したら、巴川流域では健全な水循環ができるという数値目標がないと、農地や土地関係の部署と調整がうまくできないのではないか。単に開発者の動きに黙って同調しては、これからはいけないのではないか。	具体的な数字は河川計画に関わる水理計算で検討している。想定される規模の降雨のときに流域から河川に排出されるのかを計算をしている。概ね1／10相当の確率規模の降雨に対して、どのようになるかということを整理するにあたって、将来、約20年先に想定される市街化率を推定しており、あくまでも水理計算上では、現在の市街化調整区域はすべて開発が進むという雨水流出増加の観点からは最悪のケースを想定して河道計画を整備している。「水循環に対してどうなのか」ということに対しては不確定の要素も入ることから、回答できないが、河川管理者は、河川への雨水流出の負担が想定以上に大きくならないところに線を引いて、調整、依頼、連携をしていく。	委員会での回答で対応済。 【修正なし】	

■ 環 境

項目	修正原案の関連箇所	委員からの意見等	委員会での回答	対応〔原案の修正等〕	備考
写真の撮影場所	45 ページ 図 2-29	写真の撮影場所の特定をお願いしていたが無理だったのか。本文にシジミやシロウオという記述があって、シジミの種類が、おそらくヤマトシジミだと思うので、河口に近いところだろうと考えるが、場所特定の可否で写真の価値が大きく違う。	写真は、千代田地区の郷土史からの転載である。千代田は、巴川の中・上流域にあたるが、シジミとりという表記で河口域に近い場所で撮られたことが推定される。千代田地区と下流部の相反するところがあり、撮影場所の特定ができていない。	委員会での回答で対応済。	
大内遊水地の自然環境の保全及び再生	76 ページ 11 行目～追記	大内遊水地について、「今後ますます多様な価値観が見出される」という記述が原案にある。この点を踏まえて、大内遊水地での <u>自然環境の保護及び再生</u> を、インパクトのある表現でお願いしたい。 周辺住民の要望として身近な水辺とふれあう機会を非常に意見が出ているということもあわせて、巴川中流部に造成される大内遊水地でも、「今後流域住民からの要望の多かった、水辺とふれあう機会をつくるために、市民団体と協働で <u>自然環境の保全及び再生</u> に努めたい」といった表現をつけ加えていただきたい。	大内遊水地は、概成し、これから洪水調整の治水機能を発揮するとともに、地域の皆さんには多目的に活用をいただくよう整備が続けている。今後、適正な維持管理が求められていくことになるから、こうした視点で「大内遊水地」の記述を改めて検討したい。 原案に示す「多様な価値」とは、自然環境に加え、多目的な利用などの社会環境の価値を期待することから、地域と上手く連携をし、適正な利活用を追記しなければならない。このため、「自然環境の保全」の切り口に、大内遊水地の維持管理に関わる記述について加筆を検討したい。	委員会での指摘を踏まえ修正、追記。	
多自然川づくり	河川整備（全般）	よく環境に対して配慮されていて、川づくりも、原案の精神でやれば問題はないと思う。河川整備計画では、「多自然川づくり」という文言をよく使う。原案には「多自然川づくり」は入っていない。何かおとがめを受けたりはしないか。せめて2、3カ所ぐらいは「多自然川づくり」という言葉を盛り込んでもいいではないか。	基本的には、これからの川づくりは、当然のことながら「多自然川づくり」ということが念頭にあり、文言そのものは、「河川工事の目的」に1行記述しているのみである。大沢川の改修を予定しているので、そのなかで若干多自然川づくりの基本指針等に盛り込まれた文章を引用している。	委員会での回答で対応済。 【修正なし】	
		「多自然川づくり」について、果たして、都市河川である巴川水系で多自然川づくりを基本として実際に整備が出来るのか。あまり出来ないにも関わらず、ただ単に国土交通省のご機嫌をとるために記載しているのか。本当に出来るということではよろしいか。	(委員会でも回答)	記載済 【修正なし】 ◇ <P 64>河川工事の目的 「多自然川づくり」を基本とし、…と記述。環境については、目標の記述のなかで、「自然環境、地域特性、景観、水辺空間等の様々な視点から治水・利水面との調和を図り…」としており、治水の安全性等に配慮したうえでの河川整備である。	
治水・利水・環境の調和	河川整備（全般）	この原案は、随分と八方美人的でして、例えば、治水、利水、環境、すべていいようになるようにと書いてあるが、実際には何か事業、例えば治水事業や利水事業をやったりすると、環境とよく対立することがある。相いれないことも結構ある。そのときにどうするかを原案に記述してほしかった。	(委員会でも回答)	記載済 【修正なし】 ◇ <P 62>「河川環境の整備と保全に関する目標」 有識者や住民との連携によって自然環境、地域特性、景観、水辺空間等の様々な視点から治水・利水面との調和を図り…とし、学識者との連携、助言を受けていくことを記述している。	

■ 地域とのかかわり（１）

項目	修正原案の関連箇所	委員からの意見等	委員会での回答	対応〔原案の修正等〕	備考	
拠点施設の建設促進に向けた提案 （川文化の継承）	58 ページ 「河川整備の基本理念 地域の歴史と水辺文化を育む川づくり」 63 ページ 「河川と地域との関わりに関する目標」 78 ページ 「流域との連携、流域における取り組みへの支援」	麻機遊水地及び山脇大谷線の周辺には、農耕文化の長い歴史、伝統漁、伝説、遊水地の整備で蘇った動植物など、数多くの地域資源が蓄積されている。これらは屋内で保存すべき貴重な資料も多数ある。また、新東名高速道路の開通などを契機に、麻機遊水地を核にした新たなまちづくりが期待される。本当にすばらしい地域資源が蓄積されている。 「河川と地域との関わりに関する目標」のなかに、「河川に関する自然、歴史、文化や治水、河川整備に関する情報を積極的に提供」とあるので、ここに、情報提供、地域との交流、文化と治水などに触れらことのできる <u>拠点となる施設の建設を、ぜひ位置づけていただきたい。</u>	「流域の連携・流域における取り組みの支援に関する事項」について、具体的に表記している。麻機遊水地第3と第1工区は、多目的遊水地として、静岡市の公園部局とともに整備を進めている。市の公園事業で、同様の施設を検討しているところもあることから、静岡市とも連携を図って公園整備も含めて考え、何か原案に <u>具体的にに取り組む支援としての文言を検討する。</u>	【修正なし】（静岡市との調整の結果） 〔理由〕 - 河川整備計画は河川管理者が行う河川の整備に関する内容であり、拠点施設（箱モノ）の建設は河川管理者が行えるものではない。 - 河川管理者としては、静岡市が建設について明らかにしない限り、拠点施設の建設を河川の整備計画に位置づけることはできない。 - 静岡市より聞いたところでは、現時点では NPO 団体との調整において、具体的な施設の建設計画は決まっておらず、また、具体的なコンセプトや流域の合意形成など、整理すべき課題が多い。 - 麻機地域のみに注目して、拠点施設を整備することより、流域各地で行われる取り組みに対し、連携、支援を行い、それをさらに広げていくよう努めることが必要であると考える。 ↓ ◇ 河川管理者としては、河川に地域の関心が向けられ、防災意識の高揚はもとより、地域の活性化を支援する立場にあることから、<u>静岡市のまちづくりを積極的に支援については河川整備計画原案に記載済</u>（「巴川水系河川整備基本方針（案）」にも記述済）		
		「地域の歴史と水辺文化を育む川づくり」が、基本理念の1つになっている。具体的にどう河川整備計画で反映させているのかというと「流域の連携・流域における取り組みの支援に関する事項」になるけれども、 <u>この表現では具体的にどこで何をどうするのかのイメージがあまりつかめない。</u> 巴川が抱えている問題は、治水をしっかりとやっていくためには、流域住民に巴川の特徴や特性をしっかりと理解してもらうことも重要である。上流、中流や下流、河口部など住民が川と接するいい拠点になるポイントを作り、そこを活用することや住民組織とのネットワークの形成といったことが方針として記述しており、その象徴的な部分として拠点整備があってもいいのではないか。	確かに整備計画の原案には、きちんと具体的に記述されている。例えば、「流域住民の河川への関心を維持し、河川愛護の精神が育まれるような」、「啓発活動の場や教材の提供、職員の派遣などについて、今後も引き続き、関係機関との協力や積極的な支援を行なう」と記述してある。「乗船体験などの河川を身近な環境教育の場として活用するイベントや学習への支援、行政と住民をつなぐコーディネーターの支援を行ない地域との連携の強化を図る」と記載してある。（委員長）			◇ 河川管理者（県土木）の行行情報発信 - 冊子、パンフレットの作成・配布（これまでの実績を含めた整理） - HP（巴ランド）の活用 - 出前講座（環境教育・防災教育） - 市の関連施設等への資料提供 - 市民団体等の活動支援（広報など） ※ 河川と接するソフト対策を主に展開
		巴川で地元の話を知ると、どうしても、上流、中流、下流の方々の意見が全然違う。なかなか相いれない意見があり、そこをうまく考えていかないと、麻機遊水地にだけ拠点整備をするのかという不満が出ないかと心配もする。流域内の場所によって歴史が変わってくるので、その歴史文化を巴川について、上流部だけでなく、中流・下流でも残していくように考えていただけるといい。				
川文化の伝承	19 ページ 「言い伝え」	“川文化の伝承”について、伝説の文章が出されたことがこれまでもあるが、内容が間違っているものもあると聞くので、伝承は、正確・確実なものにしていきたい。	（委員会で未回答）	意見として受け取る。 【修正なし】		

■ 地域とのかかわり（２）

項目	修正原案の関連箇所	委員からの意見等	委員会での回答	対応〔原案の修正等〕	備考
乗船体験	79 ページ 10 行目	「乗船体験などの河川を身近な環境教育の場として」とある。数年前から乗船体験はなくなっているが、これは本当にまた復活するのか。それはいつごろなのか。巴川をフィールドとした環境教育が進められるような“場の整備”をお願いしたい。	乗船体験の復活には、運営に関わる組織や体制をしっかりと作り上げないといけない。規模や行程なども含めて、教育委員会や市、県で復活のための検討ができるよう河川管理者としても協力が出来るのではないかと考える。 例えば、バス 1 台ぐらいの費用は市と県が出して、これまでと同じように下流から遊水地へ案内して、河川や環境への関心を高める方法は考えられる。ぜひそういうことをやりたい。	意見として受け取る。 【修正なし】 ◇ 乗船体験は、河川管理者が単独で主催できるイベントではなく、関係者の協力がなければ実現しない。上下流連携、環境教育などを進める具体的な手法として、実施に向けた関係者への働きかけを行い、体験活動にあたっては支援を行うこととして整理・記述している。 ◇ <P 79>「乗船体験などの河川を身近な環境教育の場として活用するイベントや学習への支援」	
環境学習等の手法	79 ページ	2～3 年程前に、調査のために巴川の河口から上流部まで、長尾川、大沢川、大谷川、すべて歩いて観察調査を行ったが、随分と鳥の見方が違ってきた。船や徒歩によって、普段とは感じ方が違うだろうし、初めて気づくこともいろいろあった。巴川水系を歩くという企画もいいのではないかな。	（委員会で未回答）	意見として受け取る。 【修正なし】	
地域の共通財産	79 ページ 29 行目	「地域の共有財産として次の世代に引き継がれる美しい川づくりを目標」という点について、とにかく地元の意見とかけ離れた結果が出ていることが行政主導型には起こりがちである。住民とよく話し合いをして、説明責任と理解を深めることに努め、住民に喜んでいただける、そういった共有財産にしてほしい。行政も住民も「共有財産」として喜べるような結果をぜひお願いしたい。	（委員会で未回答）	意見として受け取る。 【修正なし】	
市民・団体の連携 （大内遊水地）	その他	大内遊水地へも何度か鳥の観察に行っているが、いろいろな鳥が見られるで、地元から要望があって野鳥観察会をやっただけであれば応援に行くので声をかけてほしい。大内遊水地にも非常に興味を持っており、現在、100 種類ぐらいの野鳥の記録があるので、機会があれば提供したい。	（委員会で未回答）	意見として受け取る。 【修正なし】	